

令和3年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年6月3日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 それではただいまより、令和 3 年度第 2 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料等について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、よろしくお願ひいたします。資料の確認の前に、このたび、藤原委員がご退任をされまして、新たにあざみ委員がご着任をされました。委員名簿を机上配付させていただきましたので、そちらをご覧いただければと思います。まず、新委員ということでご紹介をさせていただきたいと思ひます。あざみ民栄委員でございます。

【あざみ委員】 よろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】 続きまして、現在の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思ひます。山口邦明会長でございます。

【会 長】 よろしくお願ひします。もう着席したままで。

【区政情報課長】 小林弘和副会長でございます。

【副会長】 小林です。

【区政情報課長】 布施一郎委員でございます。おぐら利彦委員でございます。木もとひろゆき委員でございます。三雲崇正委員でございます。伊藤陽平委員でございます。

区内団体関係者からの委員のご紹介をさせていただきます。津吹一晴委員でございます。志村泰子委員でございます。加澤恒一委員でございます。

区民の公募委員のご紹介でございます。越智創委員でございます。

なお、本日ご欠席ですけれども、宮崎委員、伊藤英里委員、浦上委員については、ご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、事前にお送りをした資料の確認をさせていただきます。事前送付をしました資料でございますけれども、「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る集団接種会場の運営等業務の委託に関する追加確認事項について」という報告、そのほかの報告合わせて 2 件と、それから資料 7 までの資料、それから「セキュリティアドバイザー意見一覧」というのを事前に送付をさせていただいております。各案件の説明時にそれぞれ使用する資料については、ご確認を説明者からさせていただきます。

まず、議事に入る前に、前回の審議会でもいただいたご意見に対する報告を 2 件、事務局よりさせていただきますと思ひます。

まず、事前にお送りをした資料の1つ目でございますけれども、「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る集団接種会場の運営等業務の委託に関する追加確認事項について」の資料をご覧ください。前回、集団接種会場の運営業務について付議をさせていただきました。当日ご意見をいただいた内容について報告でございます。

まず、国が配布をするタブレットについて、集団接種会場で使用する端末について国は当初国が配布するタブレットに加え、各自治体で独自に準備するタブレット、あるいはL G W A N に接続がされているP C等についても、専用アプリをダウンロードすることでワクチン接種記録システムへのアクセスが可能となる仕様を想定してございました。しかしながら、その後セキュリティの観点から、国が配布するタブレット以外で、このシステムに接続をできないというルールを課すということに変更がされることを確認いたしました。引き続き、そもそもできないということで、国から配布されたタブレットのみを使用するというので、適正に安全に事務を行っていくということで報告をさせていただきます。1点目でございます。

続きまして、2点目の報告でございます。前回、新型コロナウイルスの検査センター、区のP C R検査センターで行っている東北大学の研究について付議をさせていただきました。幾つか、前回、当審議会でご意見を賜ったところでございます。追加の確認事項の箇所をご覧ください。1点目でございます。この研究の説明書について、この説明書では説明の主体、具体的に言うと研究の主体が誰なのかが分かりにくい。その研究の主体によって区民の協力の意向、それから事故が起った場合の責任にも関わる重要な点なので、説明者の主体、研究の主体を明確化すべきというご意見をいただきました。それに対して、対応としましては、この研究主体は東北大学であるということで、事故があった際の責任も含めて説明書に明記をさせていただいたということです。

2点目、Q U Oカードの渡し方についてでございます。ご協力をいただいた方にQ U Oカードを送付するというので行っておりますけれども、そのQ U Oカードの送付方法に当たって、Q U Oカードを送るために氏名と住所を、ご本人から東北大学のほうにお送りをして収集をしているというようなルートになっておりました。そうしますと、この検査センターI Dを使って個人名あるいは住所など、ほかの情報とつながってしまう可能性があるというご意見をいただきまして、アンケートを依頼したその場でQ U Oカードをお渡しすることや、場合によっては区が送付をすることも検討できないかというご意見をいただいております。

対応といたしましては、協力をした受験者から東北大学に回答があった場合、東北大学からそのアンケート回答表に記載がされているI Dを区のほうに照会していただき、保健所のほう

からご本人の方にQ U Oカードを発送するという方法に、変えさせていただくということで回答をいただいております。

続いて、別紙1になりますけれども、これが説明書きになっております。1ページ目の中段に赤字で書かせていただいておりますけれども、Q U Oカードの発送は保健所が行っていくこと。それから、1ページ目の一番下、このQ U Oカードの送付で確認をする氏名や住所、これは東北大学には一切渡さないこと。めくっていただいた2枚目ですけれども、研究実施機関は東北大学であり、一切の責任は東北大学が負うような記載を書かせていただいております。

別紙2、こちらはアンケート用紙の様式になりますけれども、朱書きの部分、こちらは区の保健所で氏名、住所を確認しますけれども、東北大学では収集しないことを明記してございます。

別紙3、本人から区へ提出していただく同意書の様式にも朱書きの部分、つけ加えさせていただきました。

現在、調査はストップをさせていただいているところですが、Q U Oカードの送付は区からご本人に送るという流れに変えさせていただいて、本審議会にて報告をした後に、東北大学のほうで開始する予定であります。

長くなりましたが以上でございます。

【会 長】今の報告2件につきまして、何かご質問かご意見がありましたらどうぞ。

【三雲委員】1点目の接種事業のほうなんですけれども、国のほうで接続をできない、国が配布するタブレット以外でV R Sに接続ができない仕様に変更をしたということなんです、この変更の時期というものは、新宿区において接種が開始される前だったのか、あるいは開始された後だったのか、これいずれでしょうか。

【会 長】ご説明ください、事務局のほうですか。

【区政情報課長】今のご質問におきましては、開始がされる前の4月というふうに伺っております。当初3月のタイミングではQ Aに自治体の用意をするものも想定をしているということでしたけれども、4月に入ってからそういった安全面を危惧するご意見がでたということで、開始をする前にはそういう方法になったので、新宿区も含めてどの自治体も集団接種については、専用のタブレットを使うということで運用が開始されたというふうに聞いております。

【三雲委員】そういうことであれば新宿区の接種に関しては問題ないということはよく分かりました。ちょっと気になるのが、前回の審議会というのは5月19日開催でして、4月に変更がなされたのだとすれば、前回のご説明の際にそういうことも把握されていたのかなというふ

うに思うのですが、そのあたりはご担当のほうのお話ですか。

【会 長】事務局、ご説明。

【区政情報課長】事務局のほうで把握をしていなかったというのが、1つお詫び事項としてはあったのですが、説明者のほうも、なかなか把握をし切れていなかったという部分については、大変申し訳なかったということで、そういうような回答をいただいております。本来はきちんと把握をして管理をすべきだというふうに認識しております。今後気をつけたいと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問か、ご意見ございますでしょうか。

【あざみ委員】2つ目のほうをお願いします。

【会 長】2つ目ですね。はい、どうぞ。

【あざみ委員】Q U Oカードの渡し方のところで、区が発送するという事になったということなんですけれども、区と紙には書いてありますが、先ほどご説明で保健所というふうにおっしゃいましたけれども、保健所の職員がこの作業をやるということでしょうか。

【会 長】事務局のほうでご説明ください。

【区政情報課長】担当課からの報告によれば、保健予防課の職員が行うということで聞いております。その住所や氏名を把握しているのが保健予防課の職員ということになりますので、担当の保健予防課の職員が行うということで伺っております。

【あざみ委員】前任者から経過などについては、いろいろ伺いましたけれども、結論としてこういうことになったということは、やむを得ないのかなと思うのですが、実際これは区の事業ではなくてあくまでもご協力しているということであって、封緘や郵便料はもちろん東北大学持ちですけれども、ここに係る作業を行う、言ってみれば職員の人件費という部分も、やはりそこはきちんと手当をされるべきではないかなというふうに、わずかかも知れませんが。ただ、今、平時ではないですよ、そういう意味で言ったら。健康部が最も、保健所が最も大変なこの時期に、関連する研究のためとはいえ、これを現場に課すというのは、そもそもどうなのかということもありますし、その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】前回から今回に来るまでの間、検討した結果、保健所の職員が行うというようにすることについても、どうなんだという話は事務局のほうからさせていただいた部分はあるんですけれども、これまでの実績を考えたときに、Q U Oカードをお渡しする対象者の数自体もかなり少ないということも考慮をした苦肉の策と。ただ、それ以上に区民の方の個人情報、

やはり適正に取り扱うということを優先したいという判断で、件数が限りなく少ないという想定で、そのように東北大学と話し合ったというふうに伺っております。

【あざみ委員】多いか少ないかというのは作業時間に関わる部分ではありますが、ただ、区の事業ではないということ。散々この間議論されていることなんだと思いますけれども、ちょっとそこは疑問な部分ではあります。

それから、この研究結果ですね。最終的にやはりご協力させていただくわけですから、区への還元というんでしょうか、何らかの形でフィードバックをしていただくということが必要だと思えます。その点ともう1つは、実際アンケートにお答えになった方から伺ったんですけれども、同意書ですとか、ご案内の文書ですとかいろいろつけてアンケートも用紙をお渡しするという、東北大学はそういう準備をして行っているということだったんですけれども、同意書を見せられなかったと、渡されなかったとおっしゃっている方のお話をちょっと私伺ったもので、アンケートをとる現場で、やはりたくさんの説明やたくさんの資料を渡すことで、去られてしまうというんでしょうか。数にも関わるので、そういう対応がなされた可能性もあるのではないかなど、ちょっと思ったりもしましたので、やはり準備したものはきちんと協力していただく方にお渡しすると、説明を十分にするということは、改めて徹底をしていただきたいと思いますが、その2点お願いします。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】まず1点目の区へのフィードバックについては、山口会長のほうからもその成果については還元をすべきというようなご意見もいただいておりますので、保健予防課長のほうにその辺確認をいたしましたら、フィードバックはしていただく予定だということですので、再度事務局のほうからも伝えたいと思います。

もう1つ、説明の仕方について少し簡略化したようなケースも見受けられるということですが、そのようなことがないように、きちんと丁寧にご説明をしていただくように、こちらでも再度申し伝えたいと思います。

【会 長】よろしいですか。ほかに何かございますか。

ないようでしたら、これは報告の追加補充みたいなことですので、一応、議題と切り離して報告を受けたということで終わりたいと思います。

それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなくて、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず、資料6、「地域商業活性化推進事業（プレミアム付商品券事業）」に係る業務の委託に

ついて」であります。

それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【産業振興課長】 産業振興課長です。それでは、私からは資料6、地域商業活性化推進事業（プレミアム付商品券事業）に係る業務の委託について」を、ご説明をいたします。

まず資料としては事業の概要、さらに業務委託の別紙がついております。さらに特記事項として別紙1と別紙2、別紙業務委託等で再委託に関するコールセンターに関しての業務委託のカード、さらにそれに付随して特記事項別紙1、別紙2。さらに資料6-1として、この横のA4カラー刷りのチャートフローというんですか、これが6-1、6-2、そしてその最後のところで情報セキュリティアドバイザーの意見一覧を添付しています。資料のほうはよろしいでしょうか。

【会 長】 はい。ご説明ください。

【産業振興課長】 それでは、ご説明いたします。資料6の2ページ目をご覧ください。事業の概要です。事業名につきましては、地域商業活性化推進事業、担当課は産業振興課でございます。目的は地域経済の活性化を図っていくためです。対象者はプレミアム付商品券の購入を希望する区民ということで、概要ですが、この事業2つで成り立ってしまして、プレミアム付商品券を販売することと、QRコード決済のポイント還元を行うと、こういったような事業となっております。商品券については、区民1人について1万2,500円分のプレミアム付商品券を1万円で販売いたします。販売につきましては1人1冊の販売制限をかけようかと考えておまして、5万冊の販売を予定しています。購入希望者に対しての販売方法は、申込みを受けた後、抽選により当選者に対して引換券を発送し、そこで販売というようなことを考えてまして、その中で個人情報の委託が生じてくるところで、本日お諮りするところです。

なお、QRコード決済によるポイント付与につきましては、特段新たに個人情報等を取得するというような事業ではございませんので、本日は報告には含まれておりません。

2番の委託の内容ですが、基本的には当然、委託に係る全体の統括業務等がございまして、その中で個人情報を取り扱うのは（3）の商品券の購入申込受付・抽選・引換券の発送業務と（4）のコールセンター業務、こちらのほうは再委託になりますが、個人情報を取り扱うものとなります。

対象者数は先ほど述べたとおり約5万人、これは応募される方が増えてくれば5万人は若干超えることもあるかとは思っています。個人情報の流れですが、先ほどの6-1、6-2のほうでご説明をさせていただきます。

まず、プレミアム付商品券事業での販売についてです。一番左側が区民で、右側に寄ったところが委託先、一番右側が新宿区となります。新宿区はこれから事業のほうを周知していきますが、区民は①の商品券購入希望の申込みを郵送、はがきで行っていただく形になります。そのはがきが委託先に着きましたら、委託先は申込内容の入力を行い、締切りが来ましたら抽選を行った上で、引換券を当選者宛にはがきでお送りいたします。その際に申込者情報として郵便番号、住所、氏名、電話番号、抽選結果についての個人情報を取得いたします。

その後、引換券を⑤で区民のほうにお返しをして、⑦引換券を持参して商品券の販売場所、郵便局等を想定していますが、そちらへ持参して商品券を購入すると。その際には、引換券は持っていることを必須としていますが、引換券の内容等については、特段の確認を行わず、免許証等の本人確認も行わないで、引換券を持参した方に対して販売するというを考えています。販売引換券につきましては消込み作業、販売済みのようなスタンプを押ささせていただきます。持ってきた方にお返ししますので、商品券販売所での個人情報の取扱いはございません。販売件数の報告のみ委託先が所有しているような状況になります。

また、一番下段のところ、商品券の利用に際しても区民が店舗でプレミアム付の商品券はもちろん出していくわけですが、その際には特段個人情報の取扱いはなく、サービスの提供を受けていくというような形になります。

おめくりいただきまして6-2のほうになります。もう1つ個人情報に関わってくるもので、コールセンター業務に係る個人情報の流れとして、区民の方、店舗の方にいろいろ問合せを受けていただくコールセンターを設置します。通常、区民が問合せをした場合は、氏名や電話番号等について全く収集の必要はないので、基本的にはそういったものは収集しません。ただ、コールセンターで答えられないようなもの、事務局の委託先であったり、私ども区役所のほうで答えなくてはいけないようなものが発生してまいりますので、その際には折り返しの電話をかけるという作業が出てきますので、その際に氏名と電話番号、問合せ内容、対応日時、こういったものを収集する形になります。店舗からの問合せについても、通常のお問合せの場合は同じような形になりますが、さらなる詳しい説明ということになりますと、新宿区のほうから行いますので、それを伝えていただくための氏名や電話番号のほうを収集する形になります。

事業の流れとしては以上でございます。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、業務委託に関して説明します。保有課、登録業務等につきましては今お話をしたとおりです。委託先につきましては、現状未定で今後公募型プロポーザルにより事業者を決定してまいります。プライバシーマークの取得事業者を想定

しているところです。委託に伴い処理させる項目は、今ご説明をしたところでございます。委託の開始時期及び期限ですが、これから今、プロポーザルを開始しまして、7月の中旬から来年度末の3月31日までを予定しています。

委託に当たり、区が行う情報保護対策ですが、記載のとおりセキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務については、当然、明記するとともに区の職員が業務先に複数で立入り調査を行ってまいります。また、受託事業者に行わせる情報保護対策につきましても記載のとおりですが、特に4ページに参りまして、個人情報記載された紙媒体は施錠できる金庫またはキャビネット等に保管させる等、必要な管理を徹底させてまいります。

システム上の対策については、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩が行われないように、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、情報セキュリティアドバイザーからの助言がございましたので、それについては最後にご説明しますが、他の案件のデータと隔離した管理をクラウドサービスを利用する場合は使わせるとか、サーバ監視がしっかりされていることをそのクラウドの先のところに保障させる等、そういったものも行わせます。特記事項につきましては、通常のものをつけさせていただいています。

次に、9ページをご覧ください。先ほどご説明したコールセンター業務の再委託についてです。こちらのほうは、コールセンター業務につきましては再委託を可能としようと考えております。委託に当たり、区が行う情報保護対策につきましては先ほどと同じように、区の職員が複数で立入り調査を行うとともに、全体の業務フローはもちろん私どもでつくって委託先と共有しながら行っていく。また、受託事業者に行わせる情報保護対策も同じような形ですが、業務フローに基づいて業務を行わせるとともに、私どもと一緒に立入り調査等を行っていくというようなことを想定しています。

システム上の対策につきましても、こちらも同じようにIDパスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる等、きちんと情報保護対策を行わせることを予定しています。同じように、特記事項もこちらは一般的なものですが、立入り調査等についての特記事項をつけているところです。

【会長】 それでは、事務局よりセキュリティアドバイザーの意見のご紹介をお願いします。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。2行目の欄になります。アドバイザーのほうからは、運用上の対策、システム上の対策はとられているものの、以下の内容について助言するというので、個人情報の管理に当たりクラウドサービスを利用する場合には、他の案件のデータと隔離した管理を行っていること、サーバ監視を行っているという

ことをしっかり確認することという助言をいただきまして、先ほど担当課長のほうから説明ありましたが、そのような場合には、隔離した管理、それからサーバ監視については仕様上に盛り込むということで回答をいただいております。以上です。

【会 長】 それでは、ご質問がご意見ありましたらどうぞ。

【木もと委員】 1点だけお伺いさせていただければと思います。業務の委託とまたコールセンター両方になるんですけれども、委託先について現在未定で、プロポーザルによりこの事業者を決定するということです。その中でプライバシーマークについて、この取得事業者を想定という形になっているんですけれども、この中でプライバシーマークについては、万が一取得ではないような事業者が選定される可能性はあるのか、また、プロポーザルについてこの募集要件にそういうことも含むことができるのかできないのかとか、そのあたりについてお伺いできればと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 プライバシーマークの取得事業者想定というふうに書かせていただいているんですが、基本的にプライバシーを守る、個人情報を守るための施策を必ず公募条件に書くように言っています。その中で、今回こういった例えばペイメントの事業者であったり、そういったものをまとめて出してくるアライアンスでやるような場合の事業者というのは、プライバシーマークというのは、今はもうほとんどの企業がとっていますので、基本的にはそこを想定しているんですが、今の委員のお話であれば十分なプライバシー保護を行っているのであれば、マークを持っていることは必須ということではないのですが、マークを持っていると一定水準満たしているということになりますので、必須ということではございませんけれども、もちろん事業者の評価の選定の際に重要な部分ですので、そこがしっかりできる場所を選定していくというような形になります。

【木もと委員】 分かりました。今後、ますます個人情報に関するプライバシーの件等々大切になっておりますので、できればその方向でご検討いただければと思います。以上です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【伊藤（陽）委員】 本題とは関係ないのかもしれませんが、事業内容のところにQRコード決済のことが触れられてはいるんですけれども、個人に関する情報は取り扱わないという、そういった記載がありまして、ただ、これ、区からQRコード決済の事業者の紹介をするというか、個人情報もそこが収集するという形になるような印象があったんですけれども、普通のQRコード決済で多分個人情報は収集していると思うので、そのあたりの整理というのはどういふ

うになっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】区の委託事業で個人情報を収集するということではなくて、もちろん決済事業者ですから、個人との契約行為によって結びついている中で、ポイントをつけてくださいというような形になりますので、今回のこういったようなところには入ってこないのかなというように、事務局とももちろん相談させていただいていますけれども、そういった形での処理となります。

【伊藤（陽）委員】とはいえ、これ、昔、リクルートとかのサイトを使って結構議論をしたような記憶もあるんですが、それと、契約のあり方は違うかもしれないんですが、実質的にはかなり近いものがあるようにも思ったんですけれども、そのあたりはこういう出し方で問題ないのですか。これは多分、事務局に確認したほうがいいような気がするんですけれども。

【区政情報課長】一応、相談を受けた中で、QRコード決済事業そのものについては、既存のといいますか、民間と利用者の方で成立しているスキームを、区のほうで活用させていただくというような、そういう位置づけだというふうに認識しておりまして、区の事業としてQRコード決済のスキームが成り立っているわけではないというそういう整理で、今回付議の対象からは外させていただいているということになります。

【伊藤（陽）委員】リクルートの場合は直接委託をしたから対象になっていたけれども、今回は直接委託はしていないけれども、そのサービスを使うという状況なので対象外みたいな、そういうことですね。とはいえ、でも、これって本当に区民の人が全くこういったQRコードとかを登録したことがありませんという人がこれをやりますというときに、個人情報を登録してもらわなければならないけれども、何の対策もしなくていいんですかというのと、もうちょっと、この書類にもちょっと書いてあってもいいのかなとは、対象にならなかったとしても、それはかなりちゃんとチェックはしたほうがいいと思ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。

【会 長】事務局、どうぞ。あまり議論が深まってくると、もともとこのQRコード決済について区とその民間事業者と消費者と、どういう関係にあるのかも一度確認し直して聞かないと、分からなくなっていくそうなので、簡単に終わりそうならもうやめますけれど、そうでなかったら、もともとから説明してもらわないと、聞いていても何を議論しておられるのか分からないという状況があります。どうぞ、事務局。

【区政情報課長】現時点では、例えばP a y P a yですとか、何とかP a yという、もとの民間の事業スキームに区民の方ご自身の意思で登録をするというような事業で、そのスキームを

活用するという位置づけで考えていたところではあるんですけども、今、会長からもご意見がありましたので、その辺の整理というのは改めてご説明させていただければと思います。今回付議をしている内容からは、今ご説明した考え方に立って外させていただいておりましたので、整理してまたご説明をするということであれば、改めて資料を作成して説明させていただければと思います。

【伊藤（陽）委員】では、これで最後にしようと思うんですけど、結局P a y P a yとかと区は契約をするということにはなるわけですね。ただ、その個人情報は1対1でというか、区民とその事業者でやってもらうから関係ないですよという感じだと思うんですけども、実態としてはこの前のリクルートのと全然変わらないんじゃないかというふうにやはり見えてしまうので、ちょっとここは整理して、改めて考え直していただきたいということを要望して終わります。

【会 長】ほかに何かご質問かご意見は。

【三雲委員】まず、このQRは使わない、今のご説明いただいたパターンについて幾つかお伺いしたいんですが、まずこの選定については今後行っていくということで、今のところは未定ということなんですけれども、これはプロポーザルによる決定の場合には、もとの委託先と再委託先がセットになった形でプロポーザルを受けて、セットとして委託をかけるので、その書き方として、委託先は未定で、公募プロポーザルにより事業者決定というのが再委託先についても書かれているというのは、そういう趣旨であるという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】おっしゃるとおり、一括で出してくるというような形になりますので、プロポーザルにより決まるという形です。

【三雲委員】分かりました。そうすると、再委託先は別途に委託して、委託先とマッチングするというような考えではなくて、もともと委託先のほうが連れてきた再委託先を選定することになるわけですね。了解しました。

それと、個人情報の流れに関して資料6-1なんですけれども、幾つか個人情報の取扱いなしという米印のものがあって、一番下のサービスを提供して店舗のほうで個人情報の取扱いなしで精算処理の依頼をするというふうになっているんですけども、これは要するに原始的と言ってはあれなんですけれども、商品券に支払い済みというのを押したものを、そのままそれぞれの店舗が委託先に送りつけてくるので、それに対応した金額を精算するというだけなので、誰が何を買ったのかとか、あるいは実際に支払いがあったのか、その取引が本当にあったのか

とかそういうところの中身には立ち入らずに、外形的に、送られてきた商品券に対する金額だけを払うので、個人情報に関しては取扱いをしないという、そういう趣旨ですね。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 具体的には商品券の半券というんですか、切れ目が入ってしまして、切ったものを貼って出すような形になります。残りはもちろん控えとして店舗に残っていますが、商品券には名前等一切記載されていませんので、そういった意味での記載になっています。

【三雲委員】 分かりました。そうすると逆にこのQRコードを使った場合なんですけれども、そのQRコードで決済をして、いろいろところで決済は使われますので、当然今回のキャンペーンに参加していない店舗で使われることもあるでしょうし、その直後にこれに参加している店舗で使うこともあるというふうになってくると思うのですね。そうするとこの決済事業者のほうでは、参加していない店舗での支払いに関しては、通常通りのポイントを付与して、参加している店舗で次に買い物をしたときに、今回25%というポイントを付与するという形で、区別をしながら処理をしていってもらうことになると思うのですね。そうすると、当然のことながらこの処理が正しかったのかどうかということ、検証する必要が出てくると。先ほどのお話のように物理的な半券があるので、これをそのまま処理しましたでは終わらなくなってくると思うのです。そこには必ず個人情報というものが付随してくると思うのですが、この点についての検討はされているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【産業振興課長】 QR決済については、個人に着目するというのと店舗に着目するのと、両方に切り分けがあると思うのです。基本的に私ども今回、個人情報は扱わないという話ですが、まず我々がプロポーザルの条件にしているのは、新宿区内の店舗で使われた場合にポイントをつけてくださいということで、そのお客さん個人については特段何も見ないという形になります。ですので、当然委託業務の完了報告書をどこまで求めるかという、今ご質問だと思うのですが、そこはやるとしてもある店舗で何月何日に何件、幾ら使われて、それに対して幾らつけましたと、こういったような形での委託業務管理報告書みたいなのは、最大やってそういった形になって、そこで例えばAさんが使った、Bさんが使ったそういったことは全く我々は見ないというような形を考えています。

【三雲委員】 以前、地域飲食応援事業、ここのところではそこに登録した参加する店舗に関する情報というものをしっかり収集していて、当然事業者の、事業主の個人とかそういった個人情報も集めていたと思うのです。今回の場合には、そういった情報については特に確認はしな

いで、新宿区内でQRコード決済がありましたよというところで、決済の実績だけを確認すると、こういうことになっているんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】基本的には、QRコードについては店舗の登録等は、私どもは考えていなくて、今ご説明したようにどこかのPayと契約を結んだら、今言ったような形での、もちろん店舗数等は出させるんですけども、控えて店舗名くらいまでで、その店主が誰とかというようなことは特段問題になる事業スキームではないので、収集等を行う予定はございません。

【三雲委員】分かりました。以前の議論のときに、飲食事業のときなんかで、ポンパレでしたっけ、サイトのほうに当然、飲食店のほうが登録をしていただくと。多分、今回のQRコード決済を新たに開始しようとする店舗が登録するときと同じことが起こると思うのですね。このときの処理についても、委託先が新宿区の事業に関連して情報を収集するという立てつけで理解をした上で、きちんとそこを個人情報保護条例に従った規律を行っていくという考え方をしていたと思うのです。この点についてはどういうふうに考えていくのか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】本事業については、先ほどから言っている既存のQR決済システムというものがあって、その中で店舗が使うかどうかというようなお話の判断については、今回の新宿区の事業があるからということ、もちろんインセンティブの1つにはなるかもしれませんが、基本的にはお店の決済をどういうふうにしていくかという中で選んでいただいているようなものということで、この事業に起因して、新宿区の個人情報保護条例がその契約の中に関わってくるような事例だとは、今のところ考えていないというのが先ほどのお話でございます。

【三雲委員】この事業に関しては、予算をつけるということが議会で議論されました。その際にお尋ねしたんですね。QRコード決済というのは必ずしも普及していない中で、この支援事業というのがきちんと区内事業者に行き渡るためには、普及をさせるということが必要になってくる。そういうところも含んだ事業であるということの確認をしていただいた上で、当然、今新宿区のほうでは店舗に関しておもてなしの支援事業なんかも行っていて、そういったものを通じて電子決済についても普及をしてもらって、これをコロナ対策として行っていくんだということをやっている、今回のこのプレミアム付商品券事業、それからQRコードの事業と、今やっているコロナ対策の事業とを組み合わせ、決済方法として推進していくんだという話が出ていたのです。そういうものとして私たちは理解しているものなので、たまたま選んでい

る事業ですということではなくて、新宿区として、政策としてQRコード決済というものについて、区内の事業者に活用していただくんだということで、後押しをしている事業だと思うのです。そうするとその事業を活用していただく中で、当然店舗に関する、事業主に関する個人情報も、そういったQRコード決済事業者のほうに提供をしていただくということも含んだ事業になっているはずなんです。これを、あくまでも事業者の勝手な判断ですよと、自己責任ですよというふうに言っているものなのかどうか、区として、施策としてやっていくのであれば、その点についてしっかりと位置づけていく必要があると思うのですけれども、この点多分、これは区政情報課のほうのお考えになるんですかね。どういうふうに整理されるんですか。

【会 長】QRコード決済は審議の対象ではないので、それが問題になりそうかどうか、もう一度提案者のほうで検討をしていただくということで打ち切りたいんですけれども、よろしいですか。QRコード決済のシステムというか、その流れもよく分からないまま、その必要性が私は少なくとも分からないまま聞いているので、それはそれなりに資料を出してもらって議論をしないと意味がないと思いますし、本日の議題から外すとはもともと書いてあるんですから、審議の対象から外したいと思います。だから回答は要りません、すみませんけれども。ほかにご質問か。何か事務局、はい、どうぞ。

【区政情報課長】今のご意見を踏まえて、重要なご意見だとは認識しているところがあるのですが、今回は会長が言うように付議になっておりません。ただ、捨ておけない視点かとは思っているのですけれども、次回の審議会が7月に入って予定をさせていただきます。それで今回付議をしている内容が業務委託なのですが、プロポーザルのタイミングを考慮させていただくと、次回の7月のタイミングで整理をした結果や、区として政策的に進めるというような場合に、ではどのような保護対策が講じられるかというようなことを、改めてご説明、ご報告をさせていただこうと思っているのですけれども、プロポーザルの手続について進めさせていただくというようなことを、その点だけはご了承をいただければというふうには考えているところです。

【会 長】QRコードの話も入って、委託先を決めるという話を今、議論しておられるんですか。

【区政情報課長】今、議題には入っていない部分なんですけど、プロポーザルをかけるときには、QRコード決済も含めたプロポーザルになっておりますので、こちらのほうに付議をしていない内容も含めてのプロポーザルの手続を一旦進めさせていただいて、整理をしたいと考えています。

【会 長】いや、この議題は商品券についてしか提案されていませんので、それしか審議し

ません。追加のものなんか入れられません。

【区政情報課長】そうしましたら、例えば今提案している内容についてご審議はいただいた上で、今いただいたご意見について次回改めてまたご報告、付議をさせていただくということをお願いをしたいんですけれども。

【会 長】それは分かりません。どういう内容か、付議なのか、分からないことなので、今日は議題にある商品券の購入の件についてだけここで審議します。それ以上はできません。何かご質問かご意見あったらどうぞ。

【木もと委員】若干ずれてしまうんですけれども、今回中小企業支援ということなので、この内容でよろしいかと思うんですけれども、本来、区民を対象にするのであれば低所得層ですとか、今、早稲田大学の学生さんも含め学生さんたちも本当に生活に困窮されていて、そういう方々を優先的にこの5万人の配布先に加味するとかということは、あるのでしょうか、ないのでしょうか。また、あるのであれば当然、税務内容だとか個人情報の内容が変わってくると思うんですけれども、そこについてお答えいただければ助かります。

【産業振興課長】本事業につきましては、商業の活性化を推進するというので、低所得者等に対するいわゆる支援という、そういったところについては、事業内容に含んでいませんので、特段何か優先の申込みがあるというような措置を行うことは予定していません。

【木もと委員】今後、並行してそういった区民対策というのか、区民を保護する方法というのは、何かお考えなんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】そういったこと、あるかないか含めまして、産業振興を所管している身としてはお答えする立場にはございませんので、申し訳ないんですが、お答えできないという形になります。

【木もと委員】よく分かります。私も商店会の理事をやっておりますので、そんな中で議論がされるのが商店の立替え資金が発生して、こういうものを事業としてやる。そのときに当然ながら地域の方々にお役に立てるからやるんだよというのが、商店の考えでもあるわけですが、ただ、後から入ってくるからいいよということではなくて、そういうものを加味すると当然そこは並行して本来は考えていただきたいなというところで、ご意見としてお願いさせていただければと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

なお、このQRコードの決済については、とにかくいろいろな話が出ましたけれども、全て本日の審議については関係がなかったということにしまして、必要があるのであれば、改めて次回、関係者のほうで議案を付議してご提出ください。

それでは、次に資料7「新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について」であります。それでは説明をされる方は資料を確認の上、ご説明をください。どうぞ。

【文化観光課長】それでは、資料7のご説明をさせていただきます。

先に資料確認でございます。資料7「新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について」、それから事業の概要、別紙業務委託ということで、委託の内容が書かれているもの、別紙として特記事項、それからカラーで横のものになります。資料7-1と資料7-2ということで2枚つけさせていただいております。資料のほうは大丈夫でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】それでは、内容をご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして2ページから、ご説明をさせていただきます。

事業名は「新宿区夏目漱石コンクールの運営に係る業務の委託について」でございます。

担当課は文化観光課です。

事業の目的でございますが、夏目漱石を知り、その作品に触れる機会を創出するとともに、漱石山房記念館について情報発信をいたしまして、今後の事業展開につなげることを目的としております。

対象者です。対象者は応募者、これは全国の小学生、中学生、高校生になります。2つ目といたしまして区関係者以外の審査員。

それでは、事業の内容になります。こちらの事業は平成26年度から若年層を対象に夏目漱石コンクールを実施しております。本コンクールは読書感想文部門と絵画部門の2つに分れております。全国規模で募集をしております。審査会を開きまして最優秀作品から佳作までの入賞者を決定してございます。平成26年からということで、これまでは個人情報が含まれる業務は全て区が行い、個人情報が含まれていない部分については業者のほうへ委託をして実施してまいりました。しかし、年々応募者が増え2,000通を超える応募作品、また、全てが紙の受付になります。そうしたことから非常に事業のほう膨大になるということで、業務の効率化、それから本コンクールの運営全般のノウハウを備えた事業者のほうへ委託することのほうがいいだろうということで、今回委託をすることでお諮りするものでございます。

2つ目の委託の内容のところ。個人情報が含まれます(3)から(4)、(5)のところ

になります。審査会の運営補助、それから作品の管理、審査結果の連絡、参加賞送付等、作品の返却を、今回新たに委託を追加するものでございます。

推定応募数でございますが、例年2,000から3,000の作品が来てございます。

個人情報の流れということで、横の表の7-1、7-2のほうをご覧ください。7-1につきましては令和2年度まで、今までの事業の流れになります。資料の7-2のほうを具体的にご説明させていただきます。令和3年度からはどのように変わるかという内容でございますが、まず左端のほうにあります応募者の方は、委託先のほうへ応募作品のほうを送付していただきます。②届きましたものの作品の管理、それから応募者の情報の一覧を事業者のほうに作成をしていただきます。そのデータを応募者情報一覧という形にさせていただいて、区のほうへメールで送信していただきます。

下のほうの番号が見つらいのですが、④と書かれている部分です。先ほど申しました審査会を開催いたしますので、審査会の開催の通知送付、また審査会場への作品の持込み等の運搬を事業者にしていただきます。そして、新宿区と書いてある右端のところですが、それをもちまして作品の審査、受賞作品の決定をいたします。その後、全ての作品をまた事業者のほうに回収してお戻しいたします。事業者は審査結果の連絡、それから参加賞の送付、作品の返却というのを、それぞれの応募者の方へしていただきます。

⑧というところになります。全応募作品のほうの返却をした場合に、返却済みのものを除いて区のほうへ持ち込んでいただきます。全応募作品についての内容の確認をさせていただくという流れになっております。

大変申し訳ありません、資料7のほうにお戻りください。こちらは別紙の業務委託のところについてご説明をさせていただきます。事業概要と重複する部分は省略をさせていただきます。3つ目の委託先の部分でございます。こちらは株式会社中日新聞東京本社のほうへ委託する予定でございます。

委託に伴いまして事業者の処理する情報項目です。まず、応募者の部分につきましては、氏名、所属学校、学年、住所、電話番号、作品になります。区関係者以外の審査員の情報でございます。こちらは氏名、勤務先、住所、電話番号になります。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、こちらは紙及び電磁的媒体を活用いたします。

委託の理由でございます。こちらは先ほど申し上げさせていただきました、非常に、2,000通を超えるという作品の内容になってございますので、事務の効率化と本コンクールのノ

ウハウを備えた事業者に委託するという内容でございます。

少し飛ばさせていただきます、委託の開始時期及び期限でございます。本日審議会のほうのご承認をいただきましたら、その後手続をいたしまして、令和3年度12月28日まで委託を行う予定になってございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策として、運営上の対策でございますが、契約に当たっては、この後につけてございます特記事項を付すとともに、新宿区の情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務を明記していきます。

2、業務委託におけます個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認ということで、委託事業者の個人情報保護対策について確認をさせていただきます。

3、委託先に業務従事者への個人情報の取扱いに係る教育状況、研修等の確認をさせていただきます。

4、委託に当たりまして提供した情報の返却のタイミング、いつの時点で返却がされたかという、その返却のタイミングのほうも確認をさせていただきます。

5、必要に応じまして委託先の個人情報の管理・保管状況を立入り検査して確認をいたします。

6、個人情報は、鍵付きのキャビネットのほうで保管をいたします。

次に、システム上の対策でございます。こちらは許可された職員以外は操作ができないように、システム管理者によりパスワードを付与いたしまして処理を行ってまいります。

4ページをお開きください。こちらのほうは委託事業者に行わせる情報保護対策についてでございます。運営上の対策です。まず取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定していただきまして、区に報告をいただきます。

2、事故、災害、トラブル等に対応できる手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制、それから対応手順を区に報告していただきます。

3、委託先の従事者に対しまして、従事前に関係する個人情報保護に関するセキュリティ研修を行っていただき、個人情報保護の取扱いを適正に行っていただくようにいたします。

4、事故が発生した場合や、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合、直ちに区の責任者に報告をさせて、今後の対応を協議するよういたします。

5、個人情報は、鍵付きのキャビネットで保管させます。

次に、システム上の対策でございます。1、ウイルス感染等がないように、ウイルス対策ソフトを導入していただきまして、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適

用していただきます。

2、OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用していただき、脆弱性を突いたサイバー攻撃等から情報漏洩を防止しております。

3、業務を行う者を特定いたしまして、ID、パスワード等により利用認証を行わせてます。

4、ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることによりまして、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させます。

5、ファイアウォール、WEBフィルタリングの実施を徹底させます。

6、区へのメールの送信時、ファイルを暗号化するとともに、複数名でチェックいたしまして、誤送信のないようにしていただきます。

これらの内容を仕様書等に記載させていただきまして、個人情報の保護対策を万全に行うような体制で委託をしたいというふうに考えてございます。

特記事項につきましては、通常、定例のものをここに載せさせていただいてございます。大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【あざみ委員】こちらの個人情報ということだと、小中高と未成年の個人情報ですので、本当にとりわけセンシティブな情報だというふうに思いますので、扱いには気をつけていただかなければというふうに思います。

それで、委託をすることになった理由というところで、2,000通を超えるという部分の説明がありますけれども、この間、数年間2,000通を超えていたわけですね。それでやっていらっしやった、このタイミングで委託ということになった、何かきっかけみたいなことがあるのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【文化観光課長】従前も2,000通を超えていて、かなり膨大な業務でございました。定数的なことと言いますと、漱石山房記念館のイベント等に関する業務を、ここ数年間複数やってまいりましたので職員の配置も数名ありました。今年度から漱石山房記念館のほうに幾つか事業も移りまして、そうしたことで職員のほうの人数の変更もございました。そうしたことからこれをずっと続けていきますと、他の業務への支障が非常に大きいということと、それから先ほども説明で少しさせていただきましたが、コンクールに非常に慣れている事業者さんであるということで、かえって効率性とそれから適正な対応ができるという判断のもと、今回は委託に至ったところでございます。

【あざみ委員】分かりました。それで委託事業者なんですけれども、これまでも個人情報のない部分での委託をされていた中日新聞ということですが、慣れているという今、ご説明もありましたが、そのまま契約を今回もするという事は、慣れている事業者というのはほかにもあるような気がするんですけれども、それでもここにしたという、ほかにも一緒に検討はしなかったのか、その辺はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】中日新聞のほうに今回委託するということにつきましては、ここの事業者さんは今までも公共関係のコンクールを多数実施してきています。一例で申し上げますと、都電荒川線の4区地域活性化事業としてやっております絵画コンテスト、こちらのほうも事業をしてございますし、あと港区の観光フォトコンテスト、それから墨田区のすみだまちフォトコンテストということで、非常に多くの都内のコンテストを引き受けてコンクールを実施しております。

また、他の新聞社等、あるいは事業者の中でそういった広きにわたりまして、コンクール等を実施している実績があるところが非常に少ないということで、新聞社というところで1つ申し上げさせていただきますと、例えば産経新聞ですとか読売新聞については、そういう部門がないので受付ができないということで、一応、他の事業者とかで受けられるかどうかも考えて、いろいろお尋ねした上での今回の決定でございます。

【あざみ委員】そういう点も十分検討をされたということですので、よく分かりました。最初に言いましたけれども、いずれにしても未成年の個人情報ですので、しっかりと扱うようにということで、よろしく願いいたします。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

【越智委員】1点考え方としてお聞きしたいんですけれども、今、業者の選定の中で、おっしゃるとおり個人情報、特に未成年ということで、それを業者に提供をすることで、別の業者の事業に有利に働くとかそういった状況が、要は別の形で生かされるというご懸念がない業者ということを、吟味した上で選んでいらっしゃるのか。そういう視点も持って選んでいらっしゃるのか、そうでないのかというのをお聞きしたくて。また、それができているのであればいいんですけれども、そういった視点が薄かったのであれば、今後それも考えられたらと思いました。以上です。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】他への利用という部分でございますが、新宿区で事業を委託するに当たりま

して、このコンクールだけではなく全ての事業において、ほかへのいわゆる個人情報の流出、有益に使っていくようなものについては禁止をしてございます。もちろん、先ほど申し上げたようにチェック等もこちらのほうでさせていただいて、たとえどんな事業でありましても、その情報が、受けたことによって、事業者の有利に働くようなことはないというふうな形で契約をさせていただいております。また、そうは言いましても、今、委員がおっしゃられたような視点も十分持ちながら、今後進めていきたいというふうに考えてございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問は。

【加澤委員】応募者の中で学校ごとに取りまとめて応募の場合、学校の住所のみと書いてあるんですが、であれば小中高校生なので学校単位で、要は学校を通してやれば個人情報というか、そんなのはあまり必要ないのではないかなと思ったのですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】今、ご意見のありました学校単位というお話でございます。区内の学校では学校の授業の中、あるいは夏休みの宿題ということで熱心に取り組まれている学校がありまして、そういったところでは学校単位で出てきます。ただ、今申し上げましたように全国規模で動いているということがございまして、なかなか学校単位にしてしまいますと、個人で申し込みたいけれども、学校で取り上げてもらえないと申し込みができないというふうになってしまいますと、お子様がちょっと残念な状態になってしまうということで、これはどちらでもいいような形で受付をさせていただいているのが現状でございます。

【会 長】加澤委員、よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【おぐら委員】細かいことで恐縮なんですけれども、先ほどの資料7-2の④のところ、応募者の所属学校名以外はというところで、学校名のみということで、この学校名が見えるようにするというこの意味は何かあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】この全国規模でいただくときに、こちらの周知の部分で漱石の縁の関係の地のほうへも、いろいろと周知をかけて応募していただくような取組を、この間ずっとしてございます。そうしたことから、どういった地域のお子さんが、どういったところの感想で来ているのかというのを1つ参考として欲しいということもありまして、学校名だけは記載をさせていただいて、審査に付しているという状態でございます。

【おぐら委員】それでしたら、反対にその地域の名前を、例えば東京都とか何々県とか何々市

まででもいいんでしょうけれども、そういった形のほうがある意味特定まで結びつかないのかなという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】今、委員おっしゃったように、地域のところが限定できればより望ましいのですが、先ほど言った学校単位で出てきている部分もございまして、そういったところも総合的に判断した結果、学校名でいくことのほうがより適切であろうということで、地域になりますと、住所等も有してはいますが、どうしてもその住所、お住まい、何々学校のどこの場所というのが限定されるということもございまして、最低限学校名という形で取り扱っている状況でございます。

【おぐら委員】どこまで影響があるか分からないんですけども、防がれる部分は防いであげたほうが、やはり学校単位でいっぱい出てくるところもあるんでしょうけれども、その辺は注意いただければと思います。以上です。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【文化観光課長】今、委員からご意見がありました。その学校名を付していく部分につきましては、今後また審査委員のほうとも諮らせていただいて、極力情報が出ていかないような形での審査にしたいというふうに考えてございます。検討させていただきます。

【会 長】本気で検討するつもりですか。これ、やはり公平な審査を求めるという意味でいえば、要らない個人情報、私の理解では、中日新聞が2,000名のこの情報をリストアップするんだと思うんですよね。だから、これが区の職員でできないという意味で外注するというのは何となく分かったんですけども、問題は今のそのデータと作品とが新宿区に来るわけですよね、この委託先から。新宿区の中で審査会が開かれる。この審査会が開かれて、審査の対象にするときは、今、おぐら委員が言われたように、できればその特定が、作品の特定ができない状態にして審査に持ち込むのが、普通の現在の常識ではないかと思うんですよね。その点が今のご説明だと何か曖昧で、全部この中日新聞がつくったリストと作品等を全部審査会に丸投げをして、それを見てくださいというやり方をやっているのではないかなと。そうすると要らない個人情報がいっぱいくっついて、審査会に提供されているのではないですかと、こういうのが多分、おぐら委員の質問だと思うんですよ。そこはやはりきちっと答えていただきたい。

【文化観光課長】審査会に付しているのは学校名と名前と作品なんですけど、今、ご指摘がありました名前と作品だけでいいのではないかという部分が曖昧だというご指摘かと思います。今回、審査会に関しまして学校名を付すのは、地域的なところが見たいというところがございま

したが、そこについては付きなくてももちろん審査は可能でございますので、審査会としてそういうご意見を頂戴したということであれば、作品とお名前だけの審査ということはさせていただきます。失礼いたしました、作品だけです。作品と学校名だったのが作品だけです。失礼いたしました。

【会 長】作品だけを審査会に提供する。氏名も提供しないということですね。

【文化観光課長】氏名も提供しません。学校名も提供しないで、絵だけで、あるいは作文だけでいいのではないかとご指摘なので、その部分だけでも審査は可能でございますので、そうさせていただきます。

【おぐら委員】今、氏名をとということだったので、その部分を、ここには氏名というふうに出ていなくて、ただ学校と作品かなと思っていたのが氏名という話が出たので、また、それも再確認しようかと思いましたので、結構でございます。

【会 長】作品だけということですね。

【文化観光課長】失礼いたしました。最終的に確認をします。作品とそれから学校名を付していましたが、作品だけでも審査は可能でございますので、そういったご指摘であれば作品だけの審査とさせていただきます。

【会 長】分かりました。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということにいたします。ご苦労さまでした。

今日は、これで議題が終わったと思いますけれども、本日の諮問と報告事項についての審議を終わらせていただきます。

事務局のほうから、何かご発言があればお願いします。

【区政情報課長】本日もどうもありがとうございました。先ほどのQRコード決済の事業については、改めて担当課と整理をして、必要があれば次回ご報告させていただきたいというふうに思っております。

次回の審議会については、令和3年7月21日の水曜日の午後2時からということで、5階の大会議室で予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【会 長】逆に早く終わりました、皆さんの一般的なご意見を聞く時間がなかったのも、もし審議会についての要望とか、何かございましたら、今ちょっと時間がありますのでお聞きしても結構ですけれども、何かご意見ございますでしょうか。時間は2時間以内に終わるように努力いたします。これはもう前からの課題ですので、努力いたします。

ほかになれば、もし何かありましたらいつの会議でも時間があるなと思ったら、最後にご意見お聞きしたいと思いますので、また、次回以降でも機会を見て、ご発言をいただきたいと思います。

それでは、特にないようでしたら、以上をもちまして第2回の審議会を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。

午後3時30分閉会